

大財第 103 号

平成 28 年 3 月 28 日

大阪市会議長 東 貴 之 様

大阪市長 吉 村 洋 文

議案第 166 号大阪市立環境科学研究センター条例案の
一部修正の承諾を求めることについて

平成 28 年 3 月 1 日に提出した議案第 166 号大阪市立環境科学研究センター条例案の一部を次のように修正いたしたいので、大阪市会会議規則第 11 条の規定により、貴会のご承諾を願いたい。

記

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 センターは、市民の健康及び生命に重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあるときその他市長が必要と認めるときは、市長の指示に従い、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と共に、公衆衛生に係る調査研究及び試験検査並びに公衆衛生情報等の収集、解析及び提供の業務のうち必要な業務を実施する。

第 3 条第 1 項中「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に改める。

理 由

本議案が付託されている民生保健委員会での審議状況を踏まえ、大阪市立環境科学研究センターの設置にあたっては、市民の健康及び生命に重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあるときその他市長が必要と認めるときに、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と一体となって対応する必要があるため、市長の責務として必要な業務の実施を指示することを規定するもの。

(参 照)

(太字は修正)

大阪市立環境科学研究センター条例案 (抄)

(目的及び業務)

第2条 省 略

2 センターは、市民の健康及び生命に重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあるときその他市長が必要と認めるときは、市長の指示に従い、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と共に、公衆衛生に係る調査研究及び試験検査並びに公衆衛生情報等の収集、解析及び提供の業務のうち必要な業務を実施する。

(依 頼)

第3条 本市住民及び本市に事務所を有する法人、組合その他の団体（以下「本市住民及び法人等」という。）は、センターに前条第1項第1号及び第2号に規定する事項について調査、研究、試験、検査又は鑑定を依頼することができる。

2-3 省 略